

図 1 かかりつけ薬局の基本的機能

9月14日健康情報拠点薬局(仮称)あり方に関する検討会資料より作成

①服薬情報の一元的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導

- 患者がその薬局においてかかりつけ薬剤師を適切に選択することができるような業務運営体制を整備していること。
- 患者がかかっている全ての医療機関を把握して、一般用医薬品等を含めた服薬情報等を一元的・継続的に把握するよう取り組み、薬歴に適切に記録していること。
- 残薬管理や確実な服用につながる指導を含め、懇切丁寧な服薬指導や副作用等のフォローアップを実施するよう取り組むこと。
- 患者に対し、お薬手帳の意義・役割を説明し、その活用を促していること。また、一人の患者が複数のお薬手帳を所持している場合には、一冊化・集約化に努めること。
- かかりつけ薬剤師・薬局以外で薬剤を交付することになった場合には、かかりつけ薬剤師・薬局における服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導が可能となるよう、適切に協力することが望ましいこと。
- かかりつけ薬剤師・薬局を持たない患者に対し、かかりつけ薬剤師・薬局の意義・役割や適切な選び方を説明し、かかりつけ薬剤師・薬局を選ぶよう促していること。

②24時間対応、在宅対応

- 開局時間外であってもいつでも、かかりつけ薬剤師（かかりつけ薬剤師が対応できない時間帯がある場合にはかかりつけ薬剤師と適切に情報共有している薬剤師を含む。）が患者からの相談等（必要に応じ調剤を行うことを含む。）に対応する体制を整備していること。

③かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化

- 医療機関に対して、患者の情報に基づいて、疑義照会を行い、必要に応じ、副作用・服薬情報のフィードバック、それに基づく処方提案に適切に取り組むこと。
- かかりつけ薬剤師・薬局として、地域住民からの一般用医薬品等の使用に関する相談や健康に関する相談に適切に対応し、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと。
- 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、訪問看護ステーションなどの地域包括ケアの一翼を担う多職種と連携体制を構築していること。